

熊本地震にかかる代替償却資産特例の適用申告について

熊本地震により滅失、または損壊した償却資産の所有者の方等が、代替として認められる償却資産を取得（又は当該損壊した償却資産を改良）した場合、当該取得（又は改良）された部分にあたる償却資産については、固定資産税の課税標準を取得（又は改良）の翌年から4年度分その価格の1/2の額とする特例措置「代替償却資産特例」が講じられています（地方税法第349条の3の4）。

ア 対象者

熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

イ 対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

- ① 熊本地震の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という）の代替えとして取得した資産（以下「代替償却資産」という）
※代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。
 - ・ **被災償却資産と種類が同一**であるもの及び**使用目的又は用途が同一**であるもの。
 - ・ 代替えされることとなる**被災償却資産**が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、**償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）もの**であること。
- ② 熊本地震の被災により、被災償却資産を復旧し又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

(2) 取得期限

- ・ 平成28年4月14日から**令和5年（2023年）3月31日**までの間に取得（又は改良）されたもの（令和3年度（2021年度）の税制改正により延長されました）

(3) 特例率

- ・ 取得（又は改良）の翌年から、**4年間1/2**に軽減
（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、それらが重ねて適用されます。）

ウ 提出書類

- (1) 熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書類（減免決定通知書(写), 更正通知書(写)等）
- (4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（平成28年度償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等）
- (5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類(写)等）

※ (3)については、熊本市で平成28年度に熊本地震に係る償却資産の減免申請をされた方は不要。

※ (4)及び(5)については、被災した償却資産について熊本市でその代替償却資産を取得する方は不要。

(6) その他

①平成28年1月2日から平成28年4月13日までの間に取得し、熊本地震で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）を要添付。

②代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

- ・相続人の場合……相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）
- ・合併法人の場合…合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

エ 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日